
I 5 4. 輸入貨物取扱実績データ

1. 業務概要

航空データのうち、通関業者が取り扱った前月分輸入貨物の以下の実績件数を税関官署別に提供する。

(1) 以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）の許可・承認実績件数。

- ①輸入申告（輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（少額関税無税）（BP承認申請を含む。）
- ③輸入（引取）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取）申告を含む。）
- ④蔵出輸入申告（BP承認申請を含む。）
- ⑤移出輸入申告（原料課税となる申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑥総保出輸入申告（原料課税となる申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑦蔵入承認申請（機用品蔵入承認申請を含む。）
- ⑧移入承認申請
- ⑨総保入承認申請
- ⑩展示等申告
- ⑪輸入マニフェスト通関申告

(2) 特例申告の実績件数（特例委託及び一括特例申告を含む。）

(3) 特例申告期限内訂正の実績件数（特例委託を含む。）

(4) 修正申告（特例修正申告を含む。）の実績件数

(5) 関税等更正請求の更正実績件数

(6) 保税運送申告の承認実績件数

(7) 以下の貨物取扱等の取扱実績件数

- ①内容点検・その他
- ②改装・仕分け

2. 提供概要

(1) 周期 : 月次（毎月1日）

(2) 出力先 : 通関業

(3) 出力単位 : 利用者単位

(4) 出力形態 : 配信

3. 作成条件

(1) 収集処理

輸入申告DB、移出輸入申告DB、輸入マニフェスト通関申告DB、機用品蔵入承認DB、修正申告DB、関税等更正請求DB、保税運送申告DB及び輸入貨物情報DBより以下のいずれかに合致するデータを収集する。

なお、航空データのみを収集する。

(A) 輸入申告等許可・承認データ

許可・承認年月日が前月であるもの。

ただし、予備申告・申請のデータは許可・承認の時点で収集する。

なお、輸入（引取・特例）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）については、輸入（引取）許可に係るデータを収集する。

(B) 特例申告データ

特例申告年月日が前月のもの。

なお、輸入（引取・特例）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）については、特例申告に係るデータを収集する。

(C) 特例申告期限内訂正データ

特例申告期限内訂正年月日が前月のもの。

なお、特例申告期限内訂正を複数回実施した場合は、実施回数分収集する。

(D) 修正申告データ

修正申告年月日が前月のもの。

(E) 関税等更正請求データ

審査終了年月日が前月のもの。

(F) 保税運送承認データ

承認年月日が前月のもの。

(G) 貨物取扱等データ

①貨物取扱登録または貨物取扱許可が前月に行われたのもの。

ただし、貨物取扱許可申請に伴う貨物取扱登録を行った場合は、収集しない。

②貨物取扱登録または貨物取扱許可の取消しが前月に行われたもの。

(2) 計上処理

(A) 輸入申告等許可・承認件数

輸入申告等許可・承認データについて、以下の通り計上する。

なお、BP承認後、輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「IBP」という。）が許可された申告についてはBP承認とIBP許可で2件計上する。

①申告等種別別、大額・少額別、申告納税（MDAを除く）・賦課課税別、関税の有税・免税・無税別及び通常申告・予備申告別に件数及びつづき枚数を計上する。

ただし、輸入申告（少額関税無税）及び輸入マニフェスト通関申告についてはつづき枚数を計上しない。

なお、原料課税となる申告については、製品の申告欄数より出力したつづき枚数を計上する。

②検査扱いとなった輸入申告等の検査区分別及び通常申告・予備申告別の件数を計上する。

ただし、IBP及び機用品蔵入承認申請については計上しない。

③総申告価格合計を大額・少額・輸入マニフェスト通関申告別及び通常申告・予備申告別に計上する。

ただし、IBPについては計上しない。

(B) 特例申告件数

特例申告データについて、関税の有税・免税・無税別に件数を計上する。

(C) 特例申告期限内訂正件数

①特例申告期限内訂正データについて、関税の有税・免税・無税別に件数を計上する。

なお、特例申告期限内訂正を複数回実施した場合は、実施回数分計上する。

②総申告価格合計については計上しない。

(D) 修正申告件数

修正申告データについて、件数及びつづき枚数を計上する。

(E) 関税等更正請求件数

関税等更正請求データについて、件数及びつづき枚数を計上する。

(F) 保税運送申告承認件数

保税運送申告承認データについて、件数を計上する。

なお、保税運送申告のうち、運送種別が一般運送または検疫の経由運送についてのみ計上する。

(G) 貨物取扱等件数

貨物取扱等データについて、貨物取扱等種別別及び登録・取消別に件数を計上する。

(3) 編集処理

(A) システムに要出力として登録されている利用者の場合のみ出力する。

(B) ソート条件は以下の順とする。

あて先官署コード

(C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

(D) 管理資料情報出力イメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(E) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

4. 特記事項

(1) 関税の有税、免税、無税への具体的計上方法を以下の表に示す。

○：該当計上区分

有税	特恵無税	免税	無税	計上区分
			○	無税
		○		免税
		○	○	
	○			有税
	○		○	
	○	○		
	○	○	○	
○				
○			○	
○		○		
○		○	○	
○	○			
○	○		○	
○	○	○		
○	○	○	○	

(2) 「つづき枚数」については、以下の通り算出して出力する。

①輸入申告等、修正申告及び関税等更正請求については、申告等欄数により、以下の通り算出する。

②機用品蔵入承認申請については、機用品品名コードの入力数により、以下の通り算出する。

輸入申告等 申告欄数	機用品蔵入承認申請 機用品品名コード数	修正申告 申告欄数	関税等更正請求 請求欄数	つづき枚数
1～2	1～15	1～2	1～2	0
3～6	16～30	3～5	3～5	1
7～10	31～45	6～8	6～8	2
11～14	46～60	9～11	9～11	3
15～18	61～75	12～14	12～14	4
19～22	76～90	15～17	15～17	5
23～26	91～100	18～20	18～20	6
27～30	—	21～23	21～23	7
31～34	—	24～26	24～26	8
35～38	—	27～29	27～29	9
39～42	—	30～32	30～32	10
43～46	—	33～35	33～35	11
47～50	—	36～38	36～38	12
51～54	—	39～41	39～41	13
55～58	—	42～44	42～44	14
59～62	—	45～47	45～47	15
63～66	—	48～50	48～50	16
67～70		51～53	51～53	17
71～74		54～56	54～56	18

75～78	—	57～59	57～59	19
79～82	—	60～62	60～62	20
83～86	—	63～65	63～65	21
87～90	—	66～68	66～68	22
91～94	—	69～71	69～71	23
95～98	—	72～74	72～74	24
99	—	75～77	75～77	25
—	—	78～80	78～80	26
—	—	81～83	81～83	27
—	—	84～86	84～86	28
—	—	87～89	87～89	29
—	—	90～92	90～92	30
—	—	93～95	93～95	31
—	—	96～98	96～98	32
—	—	99	99	33

③特例申告、特例申告期限内訂正及び輸入マニフェスト通関申告については、算出しない。